

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

項目名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>【要望事項】 適用期限を2年延長する。（令和8年3月31日まで）</p> <p>【制度概要】 中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入できる制度。</p> <p>（関係条文）</p> <p>○所得税 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の2 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第18条の5</p> <p>○法人税 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の5 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の28</p>		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（▲40,503 百万円）
		（改正増減収額）	（－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

中小企業は我が国雇用の7割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。

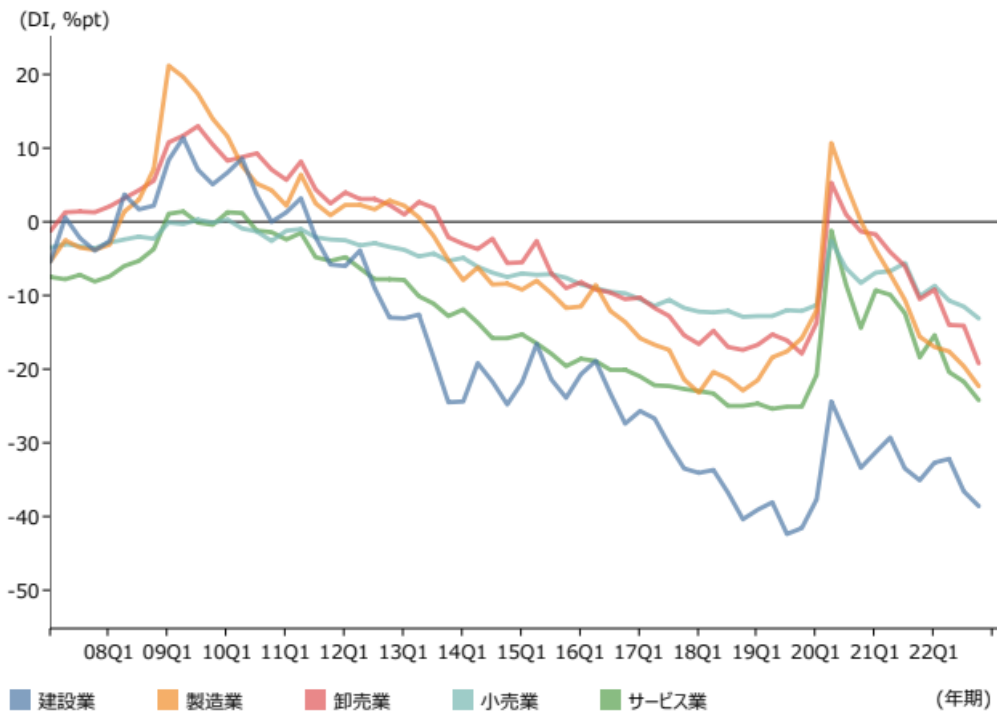
(2) 施策の必要性

中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であることから、本税制措置により減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減を図ることは不可欠である。

中小企業庁が実施した委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、59.7%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。

そのため、本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図ることが必要不可欠である。

<参考> 中小企業の従業員数過不足DIの推移



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）従業員数過不足DIとは、従業員の今期の状況について、「過剰」と答えた企業の割合（％）から、「不足」と答えた企業の割合（％）を引いたもの。

（出典）中小企業景況調査

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5：生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標5-1：生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>
		政策の達成目標	<p>本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率20%以下の水準に到達することを目指す。
		政策目標の達成状況	<p>売上高に対する販売費及び一般管理費（資本金1億円未満の企業）の比率</p> <p>平成29年度 26.5%</p> <p>平成30年度 27.8%</p> <p>令和元年度 28.5%</p> <p>令和2年度 29.7%</p> <p>令和3年度 29.7%</p> <p>（参考）資本金1億円以上の企業における当該比率の状況</p> <p>平成29年度 16.0%</p> <p>平成30年度 15.1%</p> <p>令和元年度 16.0%</p> <p>令和2年度 16.9%</p> <p>令和3年度 16.5%</p> <p>（出典）財務省「法人企業統計調査（年次別）」より試算</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和6年度 法人：786,940社、個人：64,784者</p> <p>令和7年度 法人：832,582社、個人：68,542者</p>	

	要望の措置の 効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。	
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績	○主な少額減価償却資産の特例の利用業種（令和3年度）	
		業種	割合
		サービス業	31.0%
		建設業	18.9%
		製造業	12.1%
		小売業	8.8%
		不動産業	8.7%
		卸売業	7.3%
		料理飲食旅館業	4.6%
		運輸通信公益事業	3.1%
		その他の製造業	2.4%
		その他	2.2%
		農林水産業	1.9%
金属製品製造業	1.8%		
(出典) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和5年2月国会提出）」			

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>①租税特別措置法の条項：第 67 条の 5</p> <p>②適用件数：665,130 件（令和 3 年度）</p> <p>③適用額：3,751 億円（令和 3 年度）</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本税制措置は、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることによる減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本税制措置創設以降、中小企業庁が実施した委託調査によると、税務申告書類の作成等について、平均約 3 時間の事務負担の軽減につながっている。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>本税制措置による事務負担の軽減により、中小企業における間接部門にかかる費用は一定程度軽減に寄与していると考えられる。しかし、人手不足等に直面している中小企業において、人件費の増加等により、売上高に対する販売費及び一般管理費比率は 20% を上回る状況であり、目標達成には至っていない。（上記「政策目標の達成状況」参照）</p>
これまでの要望経緯		<p>平成 15 年度 創設</p> <p>平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末まで）</p> <p>平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末まで）</p> <p>平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末まで）</p> <p>平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末まで）</p> <p>平成 26 年度 2 年間の延長（平成 28 年 3 月末まで）</p> <p>平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（平成 30 年 3 月末まで）</p> <p>平成 30 年度 2 年間の延長（令和 2 年 3 月末まで）</p> <p>令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（令和 4 年 3 月末まで）</p> <p>令和 4 年度 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末）</p>